

農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」対応

高知県版GAP

こうち環境・安全・安心点検システム（ガイドライン準拠編）

GAP基準書 米

第1版

平成29年10月30日策定

はじめに

本書では、農業生産活動に関する各法令や指針等を踏まえ国が示した「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に対応したうえで、高知県の農業の特性・実情に合わせた、県内農業者が共通して遵守する必要がある管理点及び管理基準を設定しています。

各管理点は、次の項目により分類しています。

- ① 土づくりの励行
- ② 適切で効果的・効率的な施肥
- ③ 効果的・効率的で適正な防除
- ④ 廃棄物の適正な処理・利用
- ⑤ ほ場と作業場の適正管理
- ⑥ エネルギーの削減
- ⑦ 新たな知見・情報の収集
- ⑧ 生産・経営情報の保存
- ⑨ 栽培・収穫・出荷段階での汚染防止
- ⑩ 経営収支の把握
- ⑪ 作業機械の整備・点検・清掃
- ⑫ 作業者の安全確保と健康管理

基準書の見方について

1) 番号

管理点の番号です。

2) 区分

管理点の優先度を区別しています。定義は次のとおりです。

「必須」…法令等に基づき必ず実施しなければならないもの

「重要」…実施すべき重要なもの

「推奨」…実施することが望ましいもの

3) 管理点

GAP実践に必要な項目の見出しです

4) 管理基準

管理点の適切な実践内容を示しています。

5) 取組例・参考

取り組み方の例や参考情報を示しています

6) 参考資料

管理点・管理基準の内容に関連する「こうち環境・安全・安心システム」の参考資料を示しています

7) 国No

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」の該当番号を示しています。

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
----	----	-----	------	--------	------	-----

1 土づくりの励行

1-1 有機物を活用した適切な土づくり

1-1-1	重要	有機物を利用した土づくり	栽培基準等を考慮し、有機物を利用した土づくりを行っている (たい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培など)			18
1-1-2	重要	たい肥の適正使用	たい肥を施用する場合は、下記の点に留意している ①数日間高温で発酵させた完熟たい肥を使用している ②たい肥化されていない家畜ふん尿等を、ほ場に施用しないようにしている	たい肥については、病原性微生物、外来雑草種子殺滅のため適切な発酵温度(70℃・数日間)の確保が必要である。		16

2 適切で効果的・効率的な施肥

2-1 肥料の適正施用と記録

2-1-1	重要	肥料の適正使用	施肥にあたっては、下記の内容を遵守している ①土壌診断を定期的に行い、この結果により、基肥の施肥量を決めている ②たい肥由来の成分を考慮し、基肥量を決めている ③肥効調節型肥料など、緩効性肥料の利用や局所施肥等をしている ④栽培指針等を参考に、適正量を施用している			15
2-1-2	重要	濁水(土壌)の流出防止	①浅水状態で代かきを実施している ②あぜぬりやあぜシートの利用により濁水の流出を防止している ③強制落水をしない			17 19
2-1-3	必須	施肥の記録	使用した肥料について、次の内容について記録を付けている ①施用場所(ほ場の名称等) ②施用日 ③肥料・資材の名称 ④施用量			38

2-2 肥料の適切な保管

2-2-1	重要	肥料等の保管条件	直射日光や雨の当たらない場所で、農産物・種苗や肥料以外の資材(農薬・収穫容器等)に接触しないように保管している			31
-------	----	----------	---	--	--	----

3 効果的・効率的で適正な防除

3-1 農薬使用計画

3-1-1	必須	防除計画の作成	栽培作物に登録のある農薬のみを用いた防除計画(防除暦)を、作期毎に作成している			2
-------	----	---------	---	--	--	---

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
3-1-2	重要	ほ場の衛生管理	①切り株は放置することなく、冬期耕耘等により処理している ②ほ場及びその周辺で、病害虫の発生源となる雑草の管理を実施している			11
3-1-3	重要	総合病害虫防除(IPM)の実践	耕種的防除の実施や、生物的防除、物理的防除を導入している	例えば、下記の方法がある。 ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。 ＜農薬以外の防除手段の例＞ ①種子の塩水選及び温湯消毒 ②紙マルチ移植や機械除草 ③冬期耕耘 ④アイガモ農法 ⑤抵抗性品種の利用 等		11 13
3-1-4	必須	農薬の選択	以下の事項を把握・留意して農薬の選択及び適期防除を実施している ①防除効果 ②薬害 ③使用方法 ④周辺ほ場のミツバチや天敵等有用昆虫への影響 ⑤薬剤耐性・抵抗性の発生回避 ⑥予察情報等による病害虫発生状況	・発生予察情報の入手や、病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う		2 12
3-1-5	必須	無登録農薬・疑義資材の使用防止	農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材は使用しないよう、農薬登録の有無や内容を確認している	* 無登録農薬の使用は農薬取締法により禁止されている。		2

3-2 農薬の準備

3-2-1	必須	散布液の調製	農薬散布液調製の際は、次のことに留意している ①必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製している ②散布機器の散布能力を把握している ③農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製(希釈)している ④薬液を正確に計量できる器具を使用している ⑤農薬の散布液が余ることがないように、ラベルに記載された単位面積当たりの使用量と農薬を使用するほ場の面積から、必要な量だけを計量し散布液を調製している			9
3-2-2	必須	農薬登録内容の確認	農薬を使用する際は以下の全ての項目について確認のうえ使用している ①対象の作物、病害虫、雑草 ②希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数 ③ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容 ④有効期限や登録の有無	有効期限を過ぎた農薬は使用しない(努力義務) * 農薬の適用外使用は農薬取締法により禁止されている。		4

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
3-3 農薬の使用と記録						
3-3-1	必須	防除衣・防除具の着用・保管	農薬調製作業及び農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している			27
3-3-2	推奨	防除衣・防除具の保管	防除衣と防護具は、使用后、洗浄し、農薬や農産物と接触の恐れがない場所で保管している			27
3-3-3	重要	周辺ほ場への農薬ドリフト対策実施	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している ②周辺へのドリフトの可能性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している	例えば、下記の方法がある。 ・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供 ・農薬を使う際には病害虫の発生状況を踏まえて最小限の区域にとどめた農薬散布 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択 ・ソルゴー等の栽培 等		5 14
3-3-4	重要	周辺住民への影響の回避 【住宅地近接の場合】	(3-3-3に加えて) 散布時には、看板設置や通知等、適切な方法で周辺住民に周知している			14
3-3-5	重要	水田からの農薬流出の防止	①農薬のラベルを確認し、止水に関する注意事項を遵守している ②畦畔等を整備し、漏水防止に努めている ③降水量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を止める(大雨の前には農薬を使用しない)			10
3-3-6	必須	農薬使用の記録	使用した農薬について、次の項目全てについて記録している ①使用場所(ほ場の名称等) ②対象作物 ③使用日 ④農薬名 ⑤希釈倍数 ⑥使用量 ⑦購入苗の場合、添付されている生産履歴(購入前の使用農薬情報)			37
3-3-7	重要	残液の処理	農薬の散布残液については次の点に留意している ①散布残液は他の容器に移し替えず、必ず使い切る ②散布器具などの洗浄液は、作物のないほ場や非耕作地の土壤に吸着させる ③散布残液、洗浄水を河川、用水路、下水等の水系に流入させていない			14
3-3-8	重要	農薬散布機の点検・洗浄	農薬散布機器については、次の点に留意している ①使用前に防除器具の点検を行っている ②防除器具は使用後に十分な洗浄を行っている			3

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
----	----	-----	------	--------	------	-----

3-4 農薬の保管

3-4-1	必須	農薬の保管条件	<p>農薬の保管時には、次の全てを遵守している</p> <p>①農薬は保管庫で、鍵をかけて保管し、鍵は責任者が適切に管理している</p> <p>②農薬は冷涼、乾燥した場所で保管している</p> <p>③毒劇物の保管には適切な表示をしている</p> <p>④作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬(除草剤やほ場以外に限り使用するもの)を分けて保管し、誤用を回避している</p> <p>⑤農薬は、購入時の容器で保管している</p> <p>⑥農薬は、容器が容易に転倒・落下しない場所で保管している</p> <p>⑦期限切れ農薬は適切に処理(産業廃棄物として処分)している</p>	<p>* 毒物及び劇物取締法に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示は法令上義務付けられている。</p> <p>また、発火性または引火性の農薬については、消防法による規制の対象に該当するため、農薬の販売店・メーカー等の指示に従い適切に保管・表示をする。</p>		31
-------	----	---------	---	---	--	----

4 廃棄物の適正な処理・利用

4-1	必須	廃棄物の管理	<p>廃棄物の保管については、次の点に留意している</p> <p>①資材毎に区分した保管場所を設けている</p> <p>②資材の野焼きや放置、埋立をしていない</p> <p>③残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管している</p> <p>④廃棄物の保管場所は定期的に清掃している</p> <p>⑤廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策をとっている</p>	<p>* 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されている</p>		21
4-2	必須	廃棄物の処理	<p>廃棄物の処理にあたっては、下記の全てを実施している</p> <p>①地域の回収処理システム等を利用するなどにより、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している</p> <p>②「不法投棄」「不法な埋め立て」「野焼き」は行わない</p>	<p>* 農業生産活動に伴う廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に、一般廃棄物は一般廃棄物処理業者等に処理を委託する必要がある。</p> <p>なお、農業用廃プラスチック類については、地域における組織的な回収システムを活用し、適正に処理を行うこと。</p>		20
4-3	必須	有機物のリサイクル	<p>籾殻や稲わらなどの有機物は、たい肥利用やほ場に還元するなど土づくりに利用している(ほ場に残すと病害虫がまん延する場合を除く)</p>			22

5 ほ場と作業場の適正管理

5-1	重要	ほ場の汚染防止	<p>①ほ場や周辺環境に変化がないか(土壌や汚染水等)確認している</p> <p>②廃棄物や資材等が適切に管理されている</p>			1
5-2	重要	鳥獣害対策	<p>鳥獣被害を防ぐため、次の対策をとっている</p> <p>①耕作放棄地など、鳥獣の隠れ場となる場所は放置せず、草刈りなどの管理を行っている</p> <p>②鳥獣の餌となる収穫物の残渣や二番穂を放置しないようにしている</p> <p>③動物を見かけたら、追い払いを行っている</p> <p>④加害する鳥獣に適した防護柵等を設置している</p>	<p>* 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、国が定める基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成、地域ぐるみで対策を行う取組を推進している。</p> <p>なお、鳥獣捕獲の際には、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すること。</p>		24

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
5-3	必須	燃料の保管管理	①火気がなく、不必要なものを置いていない場所で保管している ②燃料に適した容器で保管している ③容器が容易に転倒・落下しない場所で保管している ④燃料は在庫管理を行っている ⑤燃料タンクについては防油堤を設置している	* 燃料の取扱については、消防法などにより取扱が定められている。保管・管理や使用については、取扱のルール(貯蔵施設や取扱資格等)を販売元に確認し、遵守すること。		31

6 エネルギーの削減

6-1	重要	農業機械・施設の管理	①農業機械の清掃、保守点検を励行している ②適切な温度管理を実施している ③不必要な照明は消灯している			23
-----	----	------------	---	--	--	----

7 新たな知見・情報の収集

7-1	重要	情報収集	指導機関等が開催する研修会・講習会に参加している			—
-----	----	------	--------------------------	--	--	---

8 生産・経営情報の保存

8-1	必須	ほ場情報	ほ場の所在地と面積、栽培品目を記載した台帳を作成し、保存している			36
8-2	必須	生産計画	栽培開始前に栽培・出荷の計画をたてている			43
8-3	必須	知的財産	①種苗法による登録品種を使用する場合は、正当に使用していることを示す書類を保存している ②農業者自らが開発した、知的財産保護に該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている			34 35
8-4	必須	資材等にかかる記録	①資材等(種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票を税法で規定されている期間以上保管している ②資材の殺菌消毒、保守管理について記録・保管している	* 購入伝票については、税法上一定期間保存するよう定められている。個人事業者(青色申告、白色申告)、法人等の別により保存期間が異なるため、個別に確認すること。		39
8-5	必須	栽培記録	ほ場、作物毎の作業記録(定植、かん水、整枝・剪定、摘果、収穫、貯蔵など)および収穫日、収穫数量を記録し保存している			39 40 44
8-6	必須	出荷記録	米穀等の取引をした際には、次の項目全てについて記録し保存している(3年間) ①名称 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬入又は搬出した場所 ⑦用途限定米穀についてはその用途 ⑧残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査結果	* 食品衛生法において、①事業者は販売食品に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な情報を記録・保存すること、②取扱の食品等の流通実態に応じた保存期間(1~3年を参考に設定)を設定し保管しておくことが求められる。		40 44

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
8-7	必須	GAP実施と改善	<p>以下の手順による生産工程管理を実施する</p> <p>①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定</p> <p>②点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存</p> <p>③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存</p> <p>④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し</p> <p>⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先による)点検又は第三者(審査・認証団体等)点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する</p>			43

9 栽培・収穫・出荷段階での汚染防止

9-1 カドミウム汚染対策

9-1-1	重要	カドミウム濃度の低減対策の実施	<p>高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性があるとして判断された場合は、以下の吸収抑制対策を実施している</p> <p>①出穂前後3週間の湛水管理</p> <p>②強度の中干しの防止(中干し期間は7~10日前後にとどめる)</p>			6
-------	----	-----------------	--	--	--	---

9-2 異種・異物混入等の防止

9-2-1	必須	米穀の衛生的な取り扱い	<p>①乾燥調製施設を稼働させる前に、毎年各設備の点検を実施している</p> <p>②稼働終了後も各設備の清掃及び整備・点検をしている</p> <p>③サイロ投入後は、毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、ローテーションを実施している</p> <p>④農産物の取扱にあたっては衛生管理を行っている</p>			7
9-2-2	重要	栽培時の異種等の混入防止	<p>複数の品種を栽培する場合は、次のことに留意している</p> <p>①播種作業前には播種機の清掃を徹底している</p> <p>②育苗中は、品種ごとに明確に区分している</p> <p>③移植作業の前には田植え機の清掃を徹底している</p>			8
9-2-3	重要	収穫・乾燥調製時の異種・異物等の混入防止	<p>①品種の切り替え時に空運転を十分に行うとともに、一時貯留ビンや乾燥施設等を清掃し、残留した原料を除去して、異種・異物の混入を防止している</p> <p>②荷受時には、荷受伝票による品種の確認を確実にしている</p>			8

9-3 特定の米穀の保管・販売

9-3-1	必須	特定の米穀の保管	<p>用途限定米穀、食用不適米穀の保管については、下記の点に留意している</p> <p>①区分保管をしている</p> <p>②票せんによる用途の提示をしている</p>			41
-------	----	----------	---	--	--	----

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
9-3-2	必須	特定の米穀の販売	用途限定米穀、食用不適米穀の販売については、下記の点に留意している ①販売・譲渡した時の転用防止対策を実施している ②廃棄または食用に供しない物資の加工・製造用途へ使用(食用不適米穀)			42

10 経営収支の把握

10-1	推奨	経営管理	経営簿記の記帳と決算をしている			—
------	----	------	-----------------	--	--	---

11 作業機械の整備・点検・清掃

11-1	重要	機械購入時の確認	農業機械購入時は、次のことを実施している ①型式検査合格証票又は安全鑑定証票の確認 ②中古機械購入時は、安全装備の状態や取扱説明書を確認			29
11-2	必須	機械等の定期的な点検・整備・清掃	機械等の点検・整備・清掃については、次の内容を遵守している。 ①取扱説明書に従い、使用前に点検している ②定期的に整備を行い、整備記録を残している ③必要に応じて清掃を行い、清潔に保っている ④法令で定期点検が定められている機械等は定期的に点検を行い、その記録を3年間残している			29
11-3	重要	機械の適切な使用	機械の使用にあたっては、次の内容を遵守している ①機械等の使用前に安全装置等を確認している ②取扱説明書の内容を理解している ③取扱説明書はわかりやすい場所に保管している ④未整備状態の機械は使用を禁止している			30

12 作業者の安全確保と健康管理

12-1	重要	作業環境のリスク評価と事故防止対策	①危険な作業、場所について検討し、一覧表を作成している ②事故を防ぐためのルールを作成し、作業員全員に配布又は掲示している ③危険箇所には表示や掲示をしている			25 28
12-2	必須	労働安全衛生法で規制されている作業に従事している者の、必要な資格等の取得	法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている			26
12-3	重要	作業着・防護具の適切な着用	危険を伴う作業の際には、適切な作業着・防護具を着用している			27
12-4	重要	作業に従事する人の健康管理	①毎年、健康診断を受けるなど、十分留意している ②清潔で十分な広さの休憩場所や、分煙スペースを設置している ③適度な作業スペースや作業内容、休憩時間を確保している			26

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
12-5	重要	危険を伴う作業の従事者等に対する制限	①酒気帯び、病気、妊娠、年少者、無資格者には危険を伴う作業をさせないようにしている ②高齢者については加齢に伴う心身機能の変化に配慮し作業分担をしている			26
12-6	必須	労働者災害補償保険等への加入	常時5人以上の雇用者がいる場合、加入している(5人未満は任意加入)	*労働者災害補償保険法により、原則として一人でも労働者を使用する事業は、労災保険への加入手続きが使用者に義務づけられている(ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業の一部については、労災保険への加入は任意となる)。 なお、農業者の場合は事業者本人でも要件に該当すれば労災保険への特別加入が可能。(詳しくは最寄りの労働基準監督署に確認のこと)		33
12-7	重要	施設の管理・運営体制の整備	①荷受け停止等の判断は、施設管理者が責任をもって判断するなど、施設管理者とオペレーターとの責任分担を明確にしている ②施設管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質向上に取り組んでいる			32